

令和5年度4月期
公共職業訓練生募集

再就職を希望する人を対象に、職業訓練を実施します。

- 募集コース
 - ①機械CAD/NC科②溶接ものづくり科③電気設備技術科④住宅・福祉リフォーム科
- 募集期間 2月27日(月)
- 訓練期間 6カ月(4月5日(水)から訓練開始)
- 受講料 無料(教科書、作業服などの自己負担あり)
- ※詳細は、ポリテクセンター愛媛ホームページ(下のQRコード)で確認してください。



ポリテクセンター愛媛(訓練課)
☎972-10329

相続に関する無料相談

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます。ぜひ活用してください。

- 実施期間 2月1日(水)～2月28日(火)
- 場所 県内の各司法書士事務所 ※各事務所に連絡の上、事前予約を。

愛媛県司法書士会
☎941-8065

2月28日(火)までキャンペーン実施
はたちの献血

献血者が少なく血液が不足しがちな冬。必要な血液を確保するには、若い世代の協力が欠かせません。ぜひ献血に協力してください。

- 愛媛県赤十字血液センター
☎973-0700
- 大街道献血ルーム
☎932-0900



募集します えひめ子ども観光大使

ふるさと愛媛の良さを体験し、愛媛を誇りに思う子どもたち、「えひめ子ども観光大使第8期生」を募集します。ちりめん漁や真珠の玉出し体験など、愛媛のいいところを丸ごと体験できる講座をご用意。条件を満たした参加者には、認定証を交付する予定です。

- 対象者 小学校1～6年生
- 活動期間 令和5年5月～令和6年2月
- 参加費 各講座2,000円(保険代含む)
- 参加申し込み 2月26日⑩から ※定員(35人)になり次第終了
- 申込先・問い合わせ NPO法人 えひめ教育技術研究所 ☎0895-58-3921 メール shindo.akihide@toss2.com

詳細は、ホームページで確認を!



第20回地域の人々と共に学ぶ
救急医療シンポジウム

循環器疾患の救急医療をテーマに、Web講演会(Zoom使用)を開催します。参加費は無料です。ぜひ参加ください。

- 日時 2月16日(木) 19時～21時
- 対象 救急医療に関心のある人
- 講師 伊予消防等事務組合 岡屋真一郎救急救命士、愛媛県立中央病院 岡山英樹副院長

- 申し込み方法 はがきに氏名、住所、メールアドレスを記入して申し込んでください。
- 申込期限 2月10日(金) ※後日申込者に対し、参加に必要な設定などを連絡します。
- 申込先・問い合わせ 伊予医師会事務局 ☎799-13111 伊予市下吾川381-1 ☎982-1444

重信川・石手川
河川愛護モニター募集

河川に関する情報提供や河川愛護思想の普及・啓発活動を行う、河川愛護モニターを募集します。

- 募集人数 重信川と石手川を9区間に区切り、1区間(約5km)当たり1人
- 対象者 20歳以上で活動範囲の近隣に居住し、月1回以上の定期報告ができる人(任期は、原則1年)

- 手当 月額2800円
- 募集期限 2月28日(火) 17時必着 ※応募方法など詳しくは、松山河川国道事務所ホームページ(次のQRコード)の新着情報を確認してください。
- 松山河川国道事務所重信川出張所
☎958-8215
メール skr-maty80@mlt.go.jp



松山東高等通信制課程 生徒募集
前期入学(4月入学)

入学資格
・中学校などを卒業した人または中等教育学校前期課程を修了した人(令和5年3月卒業・修了見込みの人を含む)
・中学校卒業程度の学力を有すると認められる人

- 希望者本人が説明会に参加してください。保護者の同席も可能です(願書の配布は本人に限る)。
- ※駐車スペースがないため、公共交通機関を利用してください。
- 説明会日程 2月1日(水)、12日(日)、26日(日)、3月24日(金) ※時間帯はお問い合わせください。
- 学校所在地 松山市持田町二丁目2-12
- 出願期間(必着)
- 【新入学】
 - ①2月14日(火)～3月6日(月)
 - ②3月22日(水)～4月3日(月)
- 【編入学(過去に高校等に在籍していた人)】
2月14日(火)～3月10日(金)
- 【転入学(現在、高校等に在籍している人)】
3月13日(月)～3月20日(月)

消費者力 UP 通信

開運商法にご注意!

【相談事例】
雑誌の広告を見て、8千円の開運プレスレットを購入した。後日その業者から、「名前を書いて送れば、霊能者が運勢を見てくれる」と電話があった。試しに送ったところ、「祈禱をしないと家族に災いが降りかかる」と言われ、祈禱料80万円を支払ってしまった。

- 【アドバイス】
 - 健康や家族について不安をあおるようなことを言い、冷静な判断ができない状態にして契約させようとする。
 - 将来の不確実なことを確実だと告げて行った契約は、不当な勧誘として、消費者契約法により取り消すことができます。

安心して役場の相談窓口にご相談ください!
相談は秘密厳守で、匿名でもできます。お気軽にどうぞ!
情報提供も受付中です。



消費生活相談員 武田 咲枝

- 消費者ホットライン
☎188 (9時～17時)
- 消費生活相談窓口(産業課内)
☎985-4120 FAX 985-4147

松山東高等通信制課程
☎945-0131